

# 食品安全に関する国際的合意

## 食品安全行政の基本的な考え方

「食品安全基本法」  
に定められている。

食品安全委員会は  
「リスク評価」  
を担当している。

- 国民の健康保護を優先
  - 科学的根拠の重視
  - 問題発生の未然防止
- リスクアナリシスの導入
- 生産から販売までの各段階における一貫した対策(フードチェーン・アプローチ)
  - 関係者相互の情報交換と意思疎通
  - 政策決定過程等の透明性確保

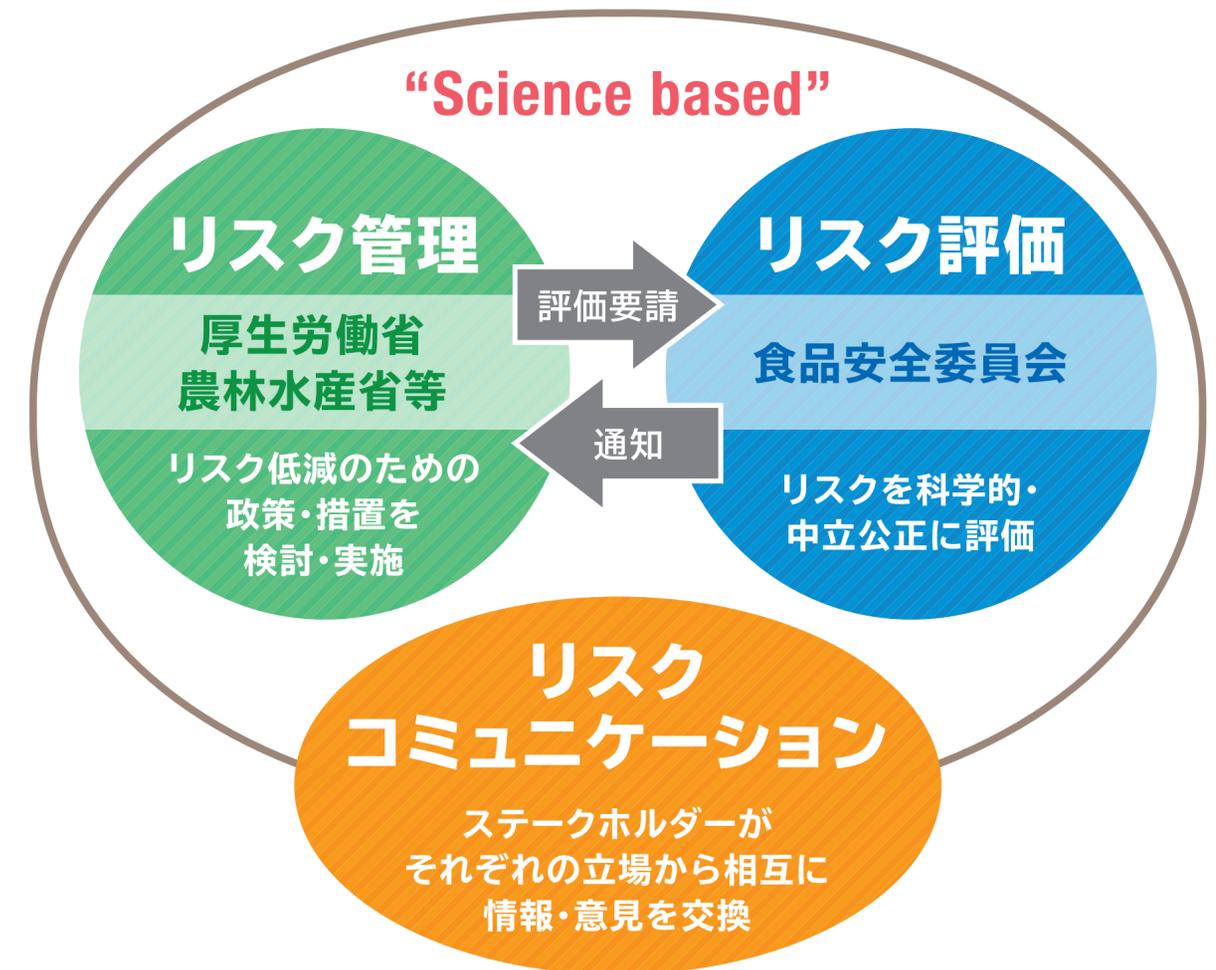
※1 ハザード(危害要因)

健康に悪影響をもたらす可能性がある食品中の物質または食品の食品中の状態

※2 リスク

食品中にハザードが存在する結果として生じる健康への悪影響が起こる確率と影響の程度

## リスクアナリシス



食品中に含まれるハザード※1を摂取することによってヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、科学的根拠に基づき、その発生を防止し、又はそのリスク※2を低減するためのプロセス。

リスク管理・リスク評価・リスクコミュニケーションの要素から構成。